

令和8年3月16日  
練馬区経理用地課

## 入札時における労務費等が明示された内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正により、公共工事の入札において、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）に材料費、労務費および法定福利費の事業者負担額等の必要経費の内訳を明示することが義務化されました。

これに伴い、練馬区が発注する工事では下記のとおり取扱いますので、入札参加者の皆様におかれましては、内訳書の提出にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 対応方法

令和8年4月1日以降に公表または公告を行う工事案件は、電子調達サービスの入札書画面において、材料費、労務費および法定福利費の事業者負担額等の必要経費の内訳を入力してください（裏面参照）。

#### 2 対象案件

予定価格が200万円を超える工事案件を対象とします。

#### 3 適用時期

令和8年4月1日以降に公表または公告を行う工事案件から適用します。

なお、入札時に内訳の入力に不備（材料費、労務費および法定福利費の事業者負担額等の必要経費の入力がすべて「0」等）がある場合、区からご連絡いたします。この場合には、別添の工事費内訳書を提出してください。

## 【電子調達サービスの入札書画面について】

**東京電子自治体共同運営 電子調達サービス**背景色  白  黒  
文字サイズ  小  標準  大

[🏠](#) [入札情報](#) [電子入札](#) [資格審査](#) [事前準備](#) [マニュアル](#) [FAQ](#)

電子調達トップ > お知らせ > 入契法の改正に伴う入札書操作画面における内訳金額入力欄について  
2026年1月22日

**入契法の改正に伴う入札書操作画面における内訳金額入力欄について**

いつも東京電子自治体共同運営 電子調達サービスをご利用いただきありがとうございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下入契法）は、令和7年12月12日に改正されています。改正入契法の第12条で定める入札金額の内訳について、入札書操作画面で入力することを自治体側で設定した案件には、1月30日夕刻のリリース作業以降、電子入札サービスの入札書画面に以下の内訳金額入力欄が表示されるようになります（※）。

- ・表示場所：入札書画面、「内訳書登録」ブロックの下
- ・入力欄名：「入契法第12条で定める入札金額の内訳」
- ・入力する内訳費目（必須入力）
  - ① 材料費
  - ② 労務費
  - ③ 法定福利費（事業主負担額）
  - ④ 安全衛生経費
  - ⑤ 建設業退職金共済契約掛金
  - ⑥ 当該公共工事の施工のために必要な経費（自治体より別途規定が有る場合。無い場合は0と入力）

※物品・役務の入札では表示されません。